

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業務名 旧盛岡短期大学跡地登記測量調査業務委託
- (2) 仕様等 業務仕様書による
- (3) 契約期間 請負契約日より令和4年12月14日まで
- (4) 履行場所 旧盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町112番2、110番2）

2 入札参加資格

条件付一般競争入札告示の2に定める事項を具備していること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和4年5月9日(月)までの閉庁日を除く午前9時から午後4時までに13(2)の場所に入札参加申請書(別紙「様式第1号」)を提出しなければならない(提出された書類は返却しない。)
なお、入札参加者は提出した書類について岩手県総務部管財課総括課長から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。
また、当該書類の補足又は補正は、入札参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補足又は補正が可能なものに限り認める。
- (2) 入札参加者は、本説明書(仕様書及び業務委託契約書(案)を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

4 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年5月18日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁地階管財課会議室

5 入札書に関する事項

入札書には、下記を記載の上、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所、氏名、受任者氏名・印）
- (3) 宛名は「岩手県知事」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

6 入札の方法等

- (1) 入札書は県の示す様式により、入札に付すること。

なお、入札の金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書は、4(1)の日時に4(2)の場所に持参するものとし、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の内容以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を、入札執行の当日に岩手県庁舎1階出納局会計課に納付し、領収書を受領すること。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、当該保険証券の保険期間は、入札及び開札の日から7日間以上とすること。

- (2) 入札保証金には利息を付さない。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後に還付する。
- (4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、保証金充当申出書（別紙3）を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、保証金還付請求書（別紙4）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に所定の記名押印のない入札の場合
- (4) 入札金額を訂正した入札の場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札の場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした入札の場合
- (8) 代理人が提出した入札で、委任状が提出されていない入札の場合
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札の場合

9 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した全ての要件を満たしている者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

10 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金には利息を付さない。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

13 その他

- (1) 入札参加者が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書には入札者の押印を省略できるが、この場合、入札書提出者の本人確認を行うため、入札執行前に身分証明書(運転免許証・社員証など本人写真のあるもの。名刺は不可。)を提示すること。

なお、委任状の委任者の押印は省略できないこと。委任状に代理人が使用する印の押印がある場合は、代理人の押印のない入札書は無効となること。

- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県総務部管財課財産管理担当 電話番号 019-629-5036